

# 第103回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年3月30日（水曜日）  
午前10時

開催場所

東京都港区西新橋一丁目14番1号  
当社本店大会議室（2階）

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件
- 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針  
（買収防衛策）の一部変更および継続の件

## 目次

第103回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	50
連結計算書類	73
計算書類	76
監査報告書	79
インターネット等による議決権行使のご案内	83

# 東亜合成株式会社

証券コード 4045

証券コード 4045  
平成28年3月2日

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目14番1号  
**東 亞 合 成 株 式 会 社**  
代表取締役社長 高村 美己志

## 第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、**平成28年3月29日(火曜日) 午後5時まで**に議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、83頁から84頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**1 日 時** 平成28年3月30日（水曜日）午前10時

**2 場 所** 東京都港区西新橋一丁目14番1号  
当社 本店 大会議室（2階）

### 3 目的事項 報告事項

1. 第103期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件
- 第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続の件

### 4 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使とにより、重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

- ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。  
当社ホームページアドレス <http://www.toagosei.co.jp/>

# 議決権行使方法のご案内

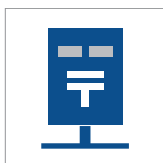
## 当日ご出席いただける場合



**株主総会日時** 平成28年3月30日（水曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。  
株主総会当日は、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただけない場合



**郵送によるご行使**

**行使期限** 平成28年3月29日（火曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。



**インターネットによるご行使**

詳細につきましてはP83～84をご覧ください。

**行使期限** 平成28年3月29日（火曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力下さい。

 **議決権行使サイト：** <http://www.web54.net>

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

### ■ 期末配当に関する事項

当社は、当事業年度の業績、今後の事業展開、業績の進展等を総合的に勘案して、1株当たり20円を安定配当の標準とし、株主の皆様への安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、健全な財務体質を確立・維持することの重要性に留意しつつ、今後予想される競争激化に備えるための研究開発および設備投資の原資として活用してまいります。

第103期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその金額

当社普通株式1株につき12円とさせていただきたいと存じます。この場合の配当総額は1,579,809,588円となります。

なお、当社は平成27年7月1日付で、普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。当事業年度は中間配当金6円をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当金は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金12円と期末配当金12円を合わせた1株当たり24円に相当いたします。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日とさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により責任限定契約を締結できる役員が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約に関する規定を一部変更するものです。なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総則	第1章 総則
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) 3. 会計監査人
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。  (新設)	(員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第21条 (省略) (新設)	(選任方法) 第21条 (現行どおり) <u>② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> <u>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u>
<u>② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u>	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(役付および代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長を1名選定する。ただし、必要があるときは取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ 取締役会長を選定せずまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がその職務を行い、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がその職務を代行する。</p>	<p>(役付および代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長を1名選定する。ただし、必要があるときは、取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ 取締役会長を選定せずまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がその職務を行い、取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>がその職務を代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会) 第24条 (省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会) 第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (省 略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規則) 第27条 (省 略)</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する責任について、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為に関する責任について、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
	<p>第33条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>(員数) 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任決議の効力) 第31条の2 補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会) 第34条 監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役<sup>が</sup>の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) 第37条 監査役<sup>の</sup>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為に関する責任について、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条 (省 略)  第40条 (省 略)  第41条 (省 略)  第42条 (省 略)  第43条 (省 略)  第44条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第35条 (現行どおり)  第36条 (現行どおり)  第37条 (現行どおり)  第38条 (現行どおり)  第39条 (現行どおり)  第40条 (現行どおり)</p> <p>附則  (監査役の責任免除に関する経過措置)  1. <u>平成28年3月開催の第103回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第1項の定めるところによる。</u>  2. <u>平成28年3月開催の第103回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、本総会終結の時をもって現任取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものいたします。

候補者は次のとおりであります。

		略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
候補者 番号  1	<p><b>再任</b></p> <p>たか むら み き し <b>高 村 美己志</b></p> <p>生年月日 昭和31年3月28日</p> <p>所有する当社の株式数 58,713株</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成14年4月 当社管理部財務グループリーダー</p> <p>平成17年4月 当社管理部人事・総務グループリーダー</p> <p>平成18年4月 当社管理部人事・総務グループリーダー 兼管理部IR広報室長</p> <p>平成20年4月 当社名古屋工場次長</p> <p>平成22年3月 当社取締役管理部長</p> <p>平成24年4月 当社取締役管理本部長</p> <p>平成25年3月 当社取締役経営企画部長</p> <p>平成27年3月 当社取締役副社長兼経営戦略本部長</p> <p>平成27年11月 当社取締役社長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>高村美己志氏は、主に当社の経営企画部門および管理部門の経営に携っており、その豊富な経験と実績をもとに当社グループの経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としたしました。</p>	

候補者 番号  <b>2</b>	<b>再任</b> いし かわ のぶ ひろ <b>石川 延 宏</b> 生年月日 昭和30年1月8日 所有する当社の株式数 27,648株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 昭和52年4月 当社入社 平成13年4月 当社名古屋工場製造部生産技術グループリーダー 平成14年4月 当社名古屋工場第二製造部長 平成17年4月 当社アクリル事業部アクリルグループ主幹 平成19年4月 当社機能樹脂事業部光硬化型樹脂グループリーダー 平成20年3月 当社執行役員アクリル事業部長 平成22年3月 当社執行役員名古屋工場長 平成26年3月 当社取締役技術生産本部長 平成28年1月 当社取締役副社長兼経営戦略本部長 現在に至る
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 石川延宏氏は、主に当社の生産技術部門および事業部門の経営に携っており、その豊富な経験と実績をもとに当社グループの経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。	

候補者 番号  <b>3</b>	<b>再任</b> の むら そう いち <b>野村 聡 一</b> 生年月日 昭和31年3月1日 所有する当社の株式数 47,852株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社技術統括部エンジニアリンググループリーダー 平成15年7月 T O Aエンジニアリング株式会社取締役プロセス技術センター長 平成19年4月 当社技術統括部長 平成20年3月 当社取締役技術統括部長 平成25年3月 当社取締役研究開発本部長兼 R & D 総合センター長 平成28年1月 当社取締役技術生産本部長兼研究開発本部長 現在に至る
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 野村聡一氏は、主に当社の生産技術部門および研究開発部門の経営に携っており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。	

候補者 番号  4	<p><b>再任</b></p> <p>こ みね <b>小 峰</b> あきら <b>朗</b></p> <p>生年月日 昭和29年6月2日</p> <p>所有する当社の株式数 23,810株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和52年 4月 当社入社 平成16年 4月 トウアゴウセイ・アメリカ・インク社長 平成19年 4月 当社執行役員大阪支店長 平成22年 4月 当社執行役員本店営業部長 平成24年 3月 当社執行役員MTアクアポリマー株式会社 代表取締役社長 平成27年 3月 当社取締役業務本部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>小峰 朗氏は、主に当社の営業部門および当社グループ会社の経営に携っており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号  5	<p><b>再任</b></p> <p>い とう かつ ゆき <b>伊 藤 克 幸</b></p> <p>生年月日 昭和32年8月27日</p> <p>所有する当社の株式数 25,019株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和56年 4月 当社入社 平成19年 4月 アロン化成株式会社事業支援部主幹 平成19年 6月 同社経営企画部長 平成20年 6月 当社退社 アロン化成株式会社取締役 平成27年 3月 当社取締役管理本部長 現在に至る</p>
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>伊藤克幸氏は、主に当社グループ会社の経営に携っており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号  <b>6</b>	<b>再任</b> <small>すぎ うら しん いち</small> <b>杉 浦 伸 一</b> 生年月日 昭和30年8月4日 所有する当社の株式数 30,675株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社機能材料事業部光硬化型樹脂グループリーダー 平成19年4月 当社基礎化学品事業部クロルアルカリグループリーダー 平成20年3月 当社執行役員基礎化学品事業部長 平成25年3月 当社取締役業務本部長 平成27年3月 当社取締役 アロン化成株式会社代表取締役社長 現在に至る
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 杉浦伸一氏は、主に当社の事業部門および当社グループ会社の経営に携っており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号  <b>7</b>	<b>再任 社外</b> <small>み うら りょう じ</small> <b>三 浦 良 二</b> 生年月日 昭和21年10月30日 所有する当社の株式数 2,660株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 昭和44年6月 株式会社三井銀行入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同行執行役員 平成12年4月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成14年6月 さくら情報システム株式会社代表取締役社長 平成22年3月 当社監査役 平成27年3月 当社取締役 現在に至る
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 三浦良二氏は、金融機関での経歴と豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。	



候補者 番 号  8	<b>新任</b> 社外 さか い えつ お <b>坂 井 悦 郎</b> 生年月日 昭和27年3月6日 所有する当社の株式数 0株	<b>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</b> 昭和54年 4月 東京工業大学工学部助手 昭和57年 4月 電気化学工業株式会社総合研究所研究員 平成 6年 4月 東京工業大学工学部助教授 平成11年 4月 東京工業大学大学院理工学研究科助教授 平成20年 1月 東京工業大学大学院理工学研究科教授 現在に至る 平成26年 4月 中国建築材料科学研究総院客員教授 現在に至る
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 坂井悦郎氏は、大学院理工学研究科教授として培われてきた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者といたしました。	
	(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。 2. 候補者の当社株式所有数には、東亞合成役員持株会における持分が含まれております。 3. 三浦良二氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。 4. 三浦良二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の5年間、当社の社外監査役でありました。 5. 坂井悦郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。 6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、三浦良二氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。また、三浦良二氏および坂井悦郎氏の選任をご承認いただきました場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。 7. 候補者全員は、平成25年3月28日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続に、賛成の意思を表明いたしております。	

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものいたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号  <b>1</b>	<b>新任</b> かとうひでお <b>加藤秀雄</b> 生年月日 昭和26年6月18日 所有する当社の株式数 14,140株	<b>略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）</b> 昭和50年4月 当社入社 平成14年3月 当社基礎化学品事業部硫酸・アグログループ 主幹 平成15年4月 当社業務部営業総括グループリーダー 平成19年4月 当社業務部購買グループリーダー 平成20年4月 当社名古屋支店長 平成21年3月 当社執行役員名古屋支店長 平成22年3月 当社執行役員株式会社TGコーポレーション 代表取締役社長 平成27年3月 当社監査役 現在に至る
	<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 加藤秀雄氏は、主に当社の営業部門および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者としたしました。	

候補者 番号  <b>2</b>	<b>新任</b> 社外 はら 一 夫 原 一 夫 生年月日 昭和24年4月14日 所有する当社の株式数 5,387株	<b>略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）</b> 平成11年7月 掛川税務署長 平成13年7月 東京国税局総務部人事調査官 平成15年7月 東京国税局調査第四部調査第56部門統括国税調査官 税理士資格取得 平成16年7月 東京国税局課税第二部資料調査第一課長 平成17年7月 東京国税局総務部人事第一課長 平成19年7月 税務大学校副校長 平成20年7月 熊本国税局長 平成21年9月 原一夫税理士事務所開業 現在に至る 平成23年3月 アロン化成株式会社監査役 平成24年3月 当社監査役 現在に至る 平成27年6月 科研製薬株式会社監査役 現在に至る
	<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 原 一夫氏は、税理士としての会計・税務に関する専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。	

候補者 番号  <b>3</b>	<b>新任</b> 社外 はら だ つとむ 原 田 力 生年月日 昭和26年4月15日 所有する当社の株式数 321株	<b>略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）</b> 昭和50年4月 株式会社三井銀行入行 平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成15年6月 S M B C デリバリーサービス株式会社代表取締役社長 平成18年6月 S M B C ビジネス債権回収株式会社代表取締役社長 平成19年10月 S M B C 債権回収株式会社代表取締役社長 平成21年9月 室町殖産株式会社監査役 現在に至る 平成25年6月 S M B C 債権回収株式会社代表取締役会長 平成27年3月 当社監査役 現在に至る
	<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 原田 力氏は、金融機関での経歴と豊富な役員経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。	

候補者 番号  <b>4</b>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> きた むら やす お <b>北 村 康 央</b> 生年月日 昭和40年3月8日 所有する当社の株式数 644株	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>北村康央氏は、同氏の弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。</p>	

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤秀雄氏は、現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 原 一夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 原 一夫氏は、現在の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 原田 力氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 原田 力氏は、現在の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 北村康央氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
8. 北村康央氏は、現在の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、原 一夫氏、原田 力氏および北村康央氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。なお、加藤秀雄氏、原 一夫氏、原田 力氏および北村康央氏の選任をご承認いただきました場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
10. 候補者全員は、平成25年3月28日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続に、賛成の意思を表明いたしております。

**第5号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成19年3月29日開催の第94回定時株主総会において、年額3億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与等を含む報酬額について、経済情勢等諸般の事情も勘案し、引き続き年額3億円以内と定めることをお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来と同様、使用人兼取締役の使用人分の給与を含まないものといたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」を原案どおりご承認いただきました場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案****監査等委員である取締役の報酬額の決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の賞与等を含む報酬額について、経済情勢等諸般の事情も勘案し、年額6,000万円以内と定めることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおりご承認いただきました場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

**当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続の件**

当社は、平成19年2月14日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することに関して決議を行い、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成22年3月30日開催の当社第97回定時株主総会および平成25年3月28日開催の当社第100回定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行った上で、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下「現行プラン」といいます）。

現行プランの有効期間は、平成28年3月31日までとなっておりますが、当社は、現行プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年2月4日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、現行プランに所要の変更を行い、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決定しましたので、お知らせします（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）。

また、当社は、上記取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を平成28年3月30日開催予定の当社第103回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを全取締役の賛成により決定しました。

なお、本プランによる買収防衛策の継続を決定した当社取締役会には、社外監査役を含むすべての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、現行プランはそれを条件に廃止するものとします。

なお、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下「法令等」と総称します）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

現行プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- (1) 対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会を開催する場合について明示しました。
- (2) その他所要の修正を行いました。

## 記

### 1. 基本方針について

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社（以下「当社グループ」といいます）の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

#### (2) 基本方針維持の背景

近年、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては下記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、支配株式の取得を目指す者（以下「買収者」といいます）が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役

会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社といたしましては、このように当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない態様で支配株式の取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、かかる買収者に対しては、会社として、このような事態が生じることのないように何らかの措置を講じる必要があるものと考えます。

### (3) 基本方針の実現に資する取組み

#### ① 当社の企業価値の源泉について

当社は、瞬間接着剤の代名詞となった「アロンアルファ」の製造・販売、アクリル酸エステル企業の企業化に日本で初めて成功する等、化学の領域における独自の技術力とブランド力を有し、これらの経営資源をもとに、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様利益・幸福を希求してまいりました。現在、当社および当社グループの事業は、基礎化学品部門、アクリル製品部門、機能製品部門および樹脂加工製品部門の4つの部門からなる化学品事業を中心に構成されています。この成長基盤を最大限に生かし、次の時代の当社グループを担う製品を創出し、さらなる飛躍を図ってまいります。

#### ② 中期経営計画

当社は、いかなる経済環境においても安定して高い収益を確保できる事業体質への転換を図っていくため、平成26年から平成28年までの3年間を実行期間とする中期経営計画「中計ALL TOA 2016 “強靱化そして創造へ”」を策定しました。本中期経営計画では、革新的な製造技術の導入、生産体制の最適化、主要事業の重要課題の達成を強力に推し進めることで、既存事業のコスト競争力を高め、「強靱」な体質を築いていくとともに、研究開発活動の変革を通じて新製品開発を加速し、自らの力で高い利益を創出できる新規事業を「創造」していくことを主眼に、次の3つの成長戦略を計画の骨子に据えています。

(イ) 次世代新製品開発

(ロ) 既存事業の生産・販売体制の強靱化と質的転換

(ハ) 魅力ある会社への質的転換

これは、株主の皆様からの永年にわたるご支援のほか、失敗を恐れずに新たな価値創造を目指す当社の企業文化を背景に、創業以来連綿と続く技術の伝承・蓄積されてきた独自性の高い技術・ノウハウの活用を通じ、当社グループの事業内容に関する豊富な知識と十分な経験を有した経営陣と従業員が一体となってグループ全体の活性化と創造性の向上に邁進することで可能となるものであります。社会の変化、競争の激化が著しい中で、当社を取り巻く環境へ適合すると同時に、企業の社会的責任を果たすことへの要請が高まるこ



とに対応し、今後も事業を継続・拡大していくためには、中長期的な視野に立つ一貫した経営体制と株主の皆様との密接な信頼関係のもとに、不断の経営改革と経営基盤の強化による将来にわたっての適正利益の確保が実行されることが必要不可欠であると考えます。

当社は、各事業領域において特色ある高性能製品を継続的に生み出すとともに、新製品・新事業を創出し成長を続ける価値創造型高収益企業グループを目指しており、従来以上に企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し向上させるため、中期経営計画等の経営方針の策定により具体的な数値目標を掲げ、経営陣の責任を明確化し、株主の皆様視点に立った企業経営を行っております。

### ③ コーポレートガバナンスの強化

当社は、経営環境の変化に迅速・的確に対応できる組織体制を構築し、透明性の高い経営を目指しています。当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役を含む取締役会による監督と監査役による厳正な監査を行っております。また、当社は平成13年に執行役員制度を導入することで経営と執行を分離し、あわせて取締役の員数を削減し、効率的な経営体制を構築してきました。

なお、当社では、コーポレートガバナンスの実効性をより一層高めることを目的として、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

## 2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### (1) 本プランによる買収防衛策の継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者に対して、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社および当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報および当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記（2）①に定義されます。以下同じ）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者（別紙3の2に定義されます）に該当する大規模買付者、その共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、平成27年12月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。

## (2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。また、本プランに関し、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、あらかじめその手続および行動指針を定めることを目的として「対抗措置発動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）を定めておりますが、その骨子は（別紙3）のとおりです

### ① 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の（イ）から（ハ）までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- （イ）当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- （ロ）当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

(ハ) 上記(イ)または(ロ)に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ(注8)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本(ハ)において同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本(ロ)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 特定株主グループとは、(i) 当社の株主、およびその共同保有者または特別関係者、ならびに(ii) 上記(i)の者の関係者(契約金融機関等のほか、上記(i)の者と実質的利害を共通にしている者、上記(i)の者の弁護士、会計士その他のアドバイザー、およびこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会(下記⑤に定義されます。以下同じ)の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます)を併せたグループをいいます。
- (注9) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記(ハ) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(ハ)の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。

## ② 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書(以下「意向表明書」と総称します)を当社代表取締役社長あてに提出していただきます。当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

### ③ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の（イ）から（リ）までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間および合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主の皆様に対して原則として開示します。

- （イ）大規模買付者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容および過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要））ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）を含みます）
- （ロ）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類および数、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、ならびに大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）

- (ハ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- (ニ) 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報、ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます）
- (ホ) 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません））を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する具体的取引の内容を含みます）
- (ヘ) 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（研究所、工場等が所在する地方公共団体を含みます）その他の当社に係る利害関係者への対応方針・処遇方針
- (ト) 大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的な内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- (チ) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません）の有無（および関連が存する場合にはその詳細）
- (リ) その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日（初日不算入）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

なお、以上の情報はすべて日本語にて提供いただくものとします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記（イ）または（ロ）の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

(イ) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

(ロ) (イ) を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記⑥記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

#### ⑤ 特別委員会の設置

当社は、本プランの効力発生後、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（その補欠者を含みます）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授など）の中の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます）を設置します。

本プランの効力発生後に選任を予定している特別委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙4）のとおりです。

#### ⑥ 特別委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

##### (イ) 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の（i）から（iii）までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、大規模買付行為に関する勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(i) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の (a) から (j) までのいずれかの事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (b) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合



- (d) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等のすべてを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等のすべてではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (g) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (i) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (j) その他 (a) から (i) までに準ずる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記（i）に準じるものとします。

(iii) 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、取締役会が随時諮問する事項の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記（i）に準じるものとします。

(ロ) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(ハ) 株主意思確認総会の開催

上記（ロ）にかかわらず、下記のいずれかの事由に該当し、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）において対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(i) 特別委員会が対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合

(ii) 当社取締役会が、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断した場合

株主意思確認総会において、対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、また、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその結果を開示いたします。

なお、大規模買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、株主意思確認総会の終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会において、対抗措置の発動が決議された後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

#### ⑦ 大規模買付情報の変更

上記③の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### ⑧ 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置とします。大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます）の概要は、（別紙5）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、（i）例外事由該当事者による権利行使は認められないとの行使条件や、（ii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られた場合、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う予定です。

### 3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続を行うにあたって、株主の皆様意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決されたときから、平成31年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は1年であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止に関する株主の皆様の意思を確認することが可能です。

また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、現時点において、当社株券等について具体的大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響について

##### (1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置の発動は行われません。したがって、本プランが、本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令および当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、行使価額相当の金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき一株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

## 5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原

則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記2(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランをあらかじめ開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするもので、買収防衛策の継続についての株主の皆様のご意思を反映させます。

また、当社取締役会は一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとしています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記2(2)④記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

#### (5) 特別委員会の設置

当社は、上記2(2)⑤記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

#### (6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際によるべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

#### (7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

## 大株主の状況

平成27年12月31日現在

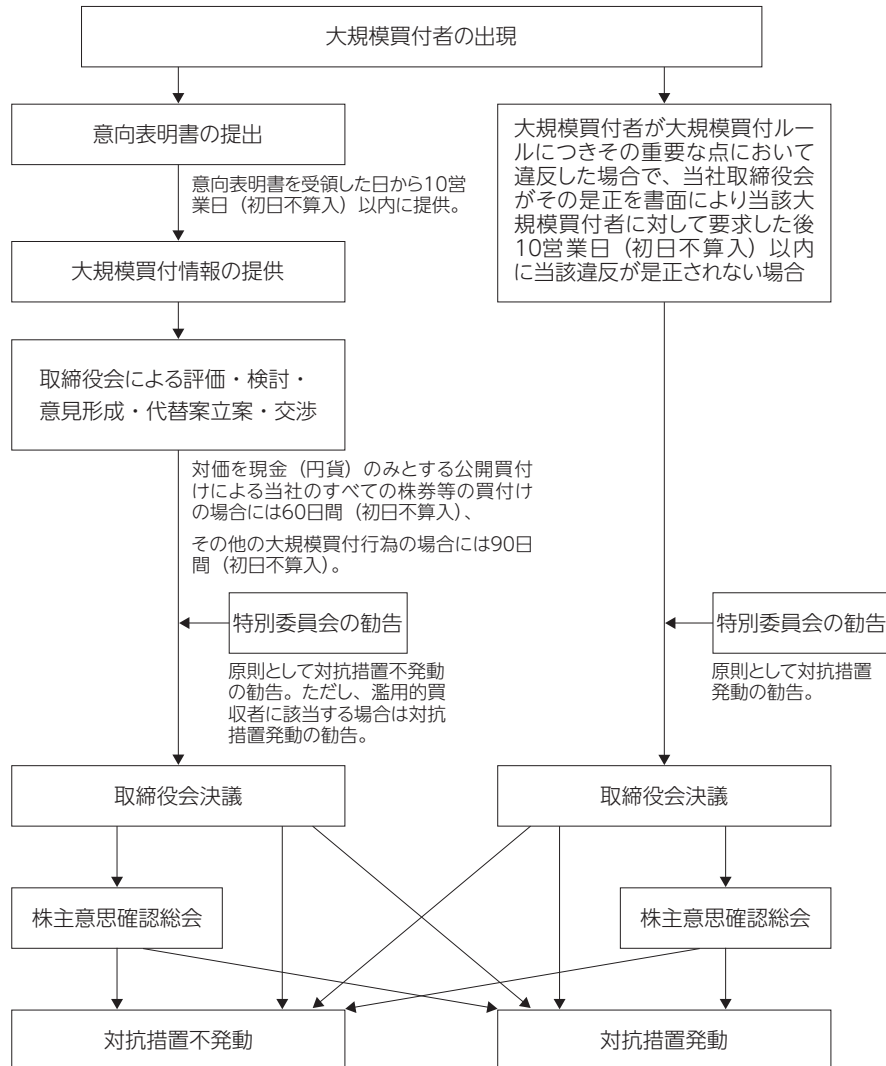
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,818 千株	4.42 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,583	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,434	3.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	4,189	3.18
東 亞 合 成 取 引 先 持 株 会	3,928	2.98
東 亞 合 成 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	3,006	2.28
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,824	2.15
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン エ ス エ ー エ ヌ ブ イ 10	2,262	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,992	1.51
農 林 中 央 金 庫	1,972	1.50

(注) 持株比率は、自己株式 (345,500株) を控除して計算しております。



(別紙 2)

## 本プランの手續の流れ



(別紙3)

## 対抗措置発動等ガイドライン骨子

### 1. 目的

対抗措置発動等ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という）に関し、当社取締役会および当社特別委員会（下記5に規定される）が、大規模買付者が出現した場合に、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、あらかじめその手続および行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除く）またはその可能性のある行為を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者を意味するものとする。

- (1) 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する当社の特定の株主の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>
- (2) 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>
- (3) 上記（1）または（2）に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ<sup>8</sup>が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下、本（3）において同じとする）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。以下同じ）とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

- 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本(2)において同じ。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じ。
- 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。
- 8 特定株主グループとは、(i)当社の株主、およびその共同保有者または特別関係者、ならびに(ii)上記(i)の者の関係者(契約金融機関等のほか、上記(i)の者と実質的利害を共通にしている者、弁護士、会計士その他のアドバイザー、およびこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含む)を併せたグループをいう。
- 9 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
- 10 本文(3)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に従って行うものとする。なお、当社取締役会は、本文(3)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

## 2. 対抗措置の発動

特別委員会は、(1)大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合(大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む)で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値または株主

共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、または、(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の①から⑩までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」という）である場合には、対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決議するものとする。

また、対抗措置の発動の是非を問うための株主意思確認総会を開催した場合において、本プランによる対抗措置の発動に関する議案が可決されたときには、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、当社取締役会は、特別委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後、または株主意思確認総会において、対抗措置の発動が決議された後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとする。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等のすべてを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等のすべてではなく、その一部のみ

を対象とする公開買付け)等に代表される、構造上株主の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自身が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑩ その他①から⑨までに準ずる場合で、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### 3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (2) 特別委員会が、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会が、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があるとは認めない場合
- (3) 特別委員会が、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会が、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合
- (4) 対抗措置の発動の是非を問うための株主意思確認総会において、本プランによる対抗措置の発動に関する議案が否決された場合
- (5) その他当社取締役会が別途定める場合

#### 4. 対抗措置の内容

新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置とする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」という）の概要は、(別紙5)に記載のとおりとし、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

#### 5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役（その補欠者を含む）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）から、当社取締役会により選任される。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

#### 6. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主および投資家に対して、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行うものとする。

#### 7. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更

本プランは、平成28年3月30日開催予定の当社第103回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決されたときから、平成31年3月31日までとする。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

また、当社取締役会は、企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更するものとする。ただし、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとする。

(別紙4)

**特別委員会の各委員の氏名および略歴**

北村 康央 (きたむら やすお) 昭和40年3月8日生まれ

**【略歴】**

昭和63年4月 (株)日本興業銀行入行  
平成8年4月 弁護士登録  
平成13年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
平成19年10月 北村・平賀法律事務所開設 (現任)  
平成25年11月 (株)雑貨屋ブルドッグ取締役  
平成27年3月 当社監査役 (現任)

佐藤 勝 (さとう しょう) 昭和19年8月26日生まれ

**【略歴】**

昭和50年4月 弁護士登録  
昭和56年4月 佐藤勝法律事務所開設  
平成11年4月 東京弁護士会副会長  
平成13年4月 小林総合法律事務所入所 (現任)  
平成15年3月 当社監査役

安田 昌彦 (やすだ まさひこ) 昭和38年9月15日生まれ

**【略歴】**

昭和63年11月 青山監査法人入所  
平成5年3月 公認会計士登録  
平成18年10月 プライスウォーターハウスクーパース(株) マネージングディレクター  
平成20年7月 同社パートナー兼あらた監査法人代表社員  
平成24年3月 ベネディ・コンサルティング(株)代表取締役社長 (現任)  
平成24年8月 安田昌彦公認会計士事務所所長 (現任)

(注) 1. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 北村康央氏は、当社の社外監査役であり、本定時株主総会でその選任議案が可決されることを条件として監査等委員である取締役役に就任予定です。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。



(別紙5)

### 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

#### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

#### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

#### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

#### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

#### 7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をしたことその他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての

相当性を勘案した取得条項とするものとする。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (1) 株主総会において大規模買付行為を行う者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
- (2) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当事者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなく、なつたと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会の諮問を経て、当該例外事由該当事者の所有に係る新株予約権または当該新株予約権の取得対価として交付された新株予約権について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けること等、当該例外事由該当事者による上記新株予約権の処分に合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### ① 事業の経過および成果

連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）におけるわが国経済は、原油を初めとした資源価格安と円安ドル高基調が続く中、堅調な企業業績や雇用情勢に支えられ、景気は緩やかに回復しました。一方、世界経済は、米国経済が好調に推移しましたものの、中国を初めとした新興国経済の減速が年後半に入り一段と鮮明になるなど、全般的に先行き不透明感が強い状況が見られました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、半導体や電子材料、自動車部品向けなどに使用される高機能、高付加価値製品の需要は、期末にかけて在庫調整の影響を受けましたものの、概ね堅調に推移しました。資源価格安は、製品価格の引き下げ圧力となりましたが、製造原価のコストダウンによる採算改善要因となりました。一方、アジア地域におけるアクリル酸エステル製品の価格下落が年間を通して収益を大幅に圧迫しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,398億4千8百万円（前年度比6.1%減収）、営業利益は123億4千7百万円（前年度比2.8%増益）、経常利益は132億1百万円（前年度比2.4%増益）となりました。また、当期純利益はシンガポール子会社において減損損失を計上したことなどから66億9千6百万円（前年度比20.4%減益）となりました。

当連結会計年度の部門別の概況は、次のとおりであります。

#### 基礎化学品部門

苛性ソーダおよび無機塩化物は、原料価格の低下と需給アンバランスの拡大により販売価格が弱含みで推移したことから大幅に減収となりました。無機高純度品は、主力の半導体向けの需要は期末にかけて低調となりましたが、年間を通しては堅調に推移し増収となりました。硫酸は、繊維用途向けの販売が不振で減収となりました。工業用ガスは、底堅い需要により増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は424億5千8百万円（前年度比4.2%減収）となりました。

営業利益は、無機高純度品の増益に加え、電解製品における変動費の低下や固定費削減効果などから、33億6千8百万円（前年度比18.5%増益）となりました。

## アクリル製品部門

アクリル酸およびアクリル酸エステルは、原料価格の低下に伴う製品価格の値下がりや販売競争の激化などから大幅な減収となりました。アクリル系ポリマーは、高機能、高付加価値品の販売が好調に推移し増収となりました。光硬化型樹脂は、原料価格の低下に伴い製品価格が弱含みで推移したことから減収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は520億3千9百万円（前年度比11.5%減収）となりました。

営業利益は、アクリル系ポリマーや高分子凝集剤は増益となりましたが、アクリル酸およびアクリル酸エステルの採算悪化が大きく影響し、32億1千万円（前年度比18.4%減益）となりました。

## 機能製品部門

接着剤は、瞬間接着剤の販売はほぼ前年並みで推移し、また機能性接着剤は携帯端末や電子部品向けなどが好調な販売を維持し、全体として増収となりました。建築・土木製品と無機機能材料は、販売数量が低調に推移し減収となりました。エレクトロニクス材料は、半導体向けのシリコン系高純度ガスの販売好調により増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は175億1千4百万円（前年度比4.0%増収）となりました。

営業利益は、機能性接着剤やシリコン系高純度ガスの増益などにより、43億4千6百万円（前年度比14.3%増益）となりました。

## 樹脂加工製品部門

管工機材製品は、期終盤にかけて市場環境の改善は見られたものの物件規模の縮小や受注量減少の影響などから減収となりました。ライフサポート製品は、厳しい販売競争下、新製品の投入や販売価格の改定を行い前年並みの販売となりました。エラストマーコンパウンドは、底堅い需要と新規販売先の獲得などにより増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は246億9千5百万円（前年度比3.9%減収）となりました。

営業利益は、ライフサポート製品の販売競争激化の影響などから、12億7千万円（前年度比10.3%減益）となりました。

## その他の事業

新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は31億4千1百万円（前年度比4.2%減収）、営業利益は5千4百万円となりました。

## 事業の部門別の売上高

部 門 別	第102期 平成26年12月期	第103期 平成27年12月期 (当連結会計年度)	前年度比増減	
			金 額	率
基 礎 化 学 品	44,305百万円	42,458百万円	△1,846百万円	△4.2%
ア ク リ ル 製 品	58,787	52,039	△6,748	△11.5
機 能 製 品	16,833	17,514	680	4.0
樹 脂 加 工 製 品	25,705	24,695	△1,009	△3.9
そ の 他 の 事 業	3,280	3,141	△139	△4.2
合 計	148,912	139,848	△9,063	△6.1

## ② 設備投資および資金調達の状況

設備投資の総額は、58億3千7百万円でありました。

その内容は、当社徳島工場における液化塩化水素製造設備の増強および各工場における設備の保全、保安、合理化投資が主なものであります。

これらの設備投資の資金につきましては、主として自己資金を充当いたしました。

### ③ 対処すべき課題

当社グループは、いかなる経済環境においても安定して高い収益を確保できる事業体質への転換を図っていくため、平成26年から平成28年までの3年間を実行期間とする中期経営計画「ALL TOA 2016 “強靱化そして創造へ”」に取り組んでいます。本中期経営計画では、既存事業や事業体質の強靱化を図るとともに、新事業、新製品の開発と創造を推し進め、魅力ある会社への質的転換を果たすことを戦略の主眼に据えています。本中期経営計画の最終年である平成28年は、外部環境が大きく変化した影響などから数値目標の達成は困難な見通しですが、アクションプランに掲げた目標に変更はありません。成長性、収益性を重視した「攻め」の経営をより一層強め、平成29年から開始する予定の新たな中期経営計画期間につながる基盤づくりを推進してまいります。

#### ① 事業強靱化の推進

基礎化学品の電解事業のさらなる効率化による競争力向上を喫緊の課題と位置付け、徳島工場に続くガス拡散電極法設備導入の方向性を定めるなど事業強靱化のためのアクションプランを迅速に実行してまいります。また高純度液化塩化水素は横浜工場と徳島工場の2拠点からの安定供給体制を早期に確立し、増強能力を活用した海外市場向けの拡販を進めてまいります。またアクリル製品事業につきましては、シンガポールにおけるアクリル酸エステル事業の構造改革を早期に具体化します。

#### ② 新事業、新製品の創造

水溶性ポリマーや光硬化型樹脂などのアクリル川下製品の海外展開を加速するため、米国、アジア市場を重点対象に海外事業戦略の立案、検討を進めます。また「水・食料・ヘルスケア」、「環境・エネルギー」、「社会インフラ」の3分野をターゲット領域に、当社が強みとするコア技術（光硬化・重合技術、粘・接着技術、有機合成技術、無機合成技術、配合・樹脂成型技術、分析・評価・解析技術）を相互に活用、融合し、「粘・接着剤を含む高機能樹脂」を重点研究分野とした新製品開発を進めてまいります。

#### ③ 企業の社会的責任（CSR）の深化

コーポレートガバナンス体制に対する社会的要請が高まる中、平成28年3月30日開催予定の第103回定時株主総会でのご承認を条件に、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有する監査等委員会設置会社に移行いたします。この他、法令遵守（コンプライアンス）の徹底に向けた活動を推進し、またレスポンシブル・ケア（RC）活動の充実を行うなど、すべてのステークホルダーを重視した経営の充実を図ります。

## ④ 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 平成24年12月期	第101期 平成25年12月期	第102期 平成26年12月期	第103期 平成27年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	148,203	151,081	148,912	139,848
営業利益 (百万円)	14,583	14,501	12,015	12,347
経常利益 (百万円)	15,250	15,346	12,892	13,201
当期純利益 (百万円)	9,699	9,605	8,414	6,696
1株当たり当期純利益(円)	73.58	72.88	63.88	50.86
総資産 (百万円)	181,451	193,086	201,168	208,018
純資産 (百万円)	136,240	148,148	157,349	163,020
1株当たり純資産額(円)	1,001.99	1,090.91	1,159.65	1,201.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。  
 2. 平成27年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。平成24年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 平成24年12月期	第101期 平成25年12月期	第102期 平成26年12月期	第103期 平成27年12月期 (当期)
売上高 (百万円)	95,592	98,114	96,606	89,576
営業利益 (百万円)	9,576	9,475	8,001	8,878
経常利益 (百万円)	12,197	12,182	11,152	12,041
当期純利益 (百万円)	8,102	17,913	8,380	9,309
1株当たり当期純利益(円)	61.47	135.93	63.62	70.71
総資産 (百万円)	152,522	170,413	176,909	187,534
純資産 (百万円)	92,451	110,843	118,059	126,232
1株当たり純資産額(円)	701.39	841.34	896.52	958.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。  
 2. 平成27年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。平成24年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

## ⑤ 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
アロン化成株式会社	4,220	100.00	樹脂加工製品の製造販売
MTエチレンカーボネート株式会社	480	90.00	エチレンカーボネートの製造
MTアクアポリマー株式会社	460	51.00	高分子凝集剤の製造販売
大分ケミカル株式会社	450	91.15	アクリル酸等の製造
東亜テクノガス株式会社	400	100.00	工業用ガスの製造販売
株式会社TGコーポレーション	174	100.00	化学工業製品の販売
東亜ビジネスアソシエ株式会社	40	100.00	不動産売買の仲介および管理、事務代行等
東亜興業株式会社	25	100.00	運送事業
東亜物流株式会社	16	100.00	運送事業
アロン包装株式会社	10	100.00	接着剤の包装充填業務
北陸東亜物流株式会社	10	90.00	運送事業
四国東亜物流株式会社	10	70.00	運送事業
トウアゴウセイ・アメリカ・インク	千米ドル 6,100	100.00	接着剤の製造販売
張家港東亜迪愛生化学有限公司	千米ドル 5,600	60.00	光硬化型樹脂の製造販売
トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド	千ホンコンドル 10,988	100.00	接着剤の販売
東亜合成(珠海)有限公司	千ホンコンドル 9,188	100.00	接着剤の製造販売
東昌化学股份有限公司	千ニュータイワンドル 15,000	51.00	光硬化型樹脂の製造販売
台湾東亜合成股份有限公司	千ニュータイワンドル 5,000	100.00	光硬化型樹脂の販売
トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	千シンガポールドル 60,571	100.00	アクリル製品の製造販売

- (注) 1. 上記の議決権比率には、子会社を通じて間接的に所有する議決権を含んでおります。  
 2. 連結子会社は19社、持分法適用会社は2社であります。  
 3. ミクニプラスチック株式会社は、平成27年4月1日付でアロン化成株式会社を存続会社とする吸収合併により解散したため、記載していません。  
 4. TOAエンジニアリング株式会社は、平成27年7月31日付で清算結了いたしました。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。



## ⑥ 主要な事業内容 (平成27年12月31日現在)

部門別	製品	売上高構成比
基礎化学品	苛性ソーダ、苛性カリ、液体塩素・塩酸など無機塩化物、無機高純度品、硫酸、工業用ガス等	30.4%
アクリル製品	アクリル酸、アクリル酸エステル、アクリル系ポリマー、高分子凝集剤、光硬化型樹脂等	37.2%
機能製品	接着剤、無機機能材料、エレクトロニクス材料、建築・土木製品等	12.5%
樹脂加工製品	管工機材製品、ライフサポート製品、エラストマーコンパウンド、環境関連製品等	17.7%
その他の事業	企画開発品、不動産仲介等	2.2%
合計		100.0%

## ⑦ 主要な事業所 (平成27年12月31日現在)

### ① 当社

本店：東京都港区西新橋一丁目14番1号

営業所：本店営業部（東京都港区）、大阪支店（大阪市）、名古屋支店（名古屋市）、四国営業所（香川県坂出市）、福岡営業所（福岡市）

工場：名古屋工場（名古屋市）、横浜工場（横浜市）、高岡工場（富山県高岡市）、徳島工場（徳島県徳島市）、坂出工場（香川県坂出市）、川崎工場（川崎市）、広野工場（福島県双葉郡広野町）

研究所：R & D総合センター（名古屋市）、先端科学研究所（茨城県つくば市）

### ② 子会社等

国内：アロン化成株式会社（東京都ほか）、MTエチレンカーボネート株式会社（東京都ほか）、MTアクアポリマー株式会社（東京都ほか）、大分ケミカル株式会社（大分県大分市）、株式会社TGコーポレーション（東京都ほか）、東亜テクノガス株式会社（名古屋市）ほか

国外：トウアゴウセイ・アメリカ・インク（米国）、張家港東亞迪愛生化学有限公司（中国）、トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド（中国）、東亞合成（珠海）有限公司（中国）、東昌化学股份有限公司（台湾）、台湾東亞合成股份有限公司（台湾）、トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール）ほか

## ⑧ 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
基 礎 化 学 品	334 名	増減なし
ア ク リ ル 製 品	458 名	4 名減
機 能 製 品	403 名	2 名増
樹 脂 加 工 製 品	539 名	10 名減
そ の 他 の 事 業	290 名	42 名減
全 社 (共 通)	370 名	6 名増
合 計	2,394 名	48 名減

(注) 退職者、企業集団外への出向者は除いております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,216 名	11 名増	46.20 歳	21.61 年

(注) 退職者、出向者は除いております。

## ⑨ 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,329 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,859
農 林 中 央 金 庫	1,300
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	954
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	950

## 2 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

### ① 株式の総数

発行可能株式総数 275,000,000株（前期末比 275,000,000株減）

発行済株式の総数 131,996,299株（前期末比 131,996,299株減）

- (注) 1. 平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会の決議に基づき、平成27年7月1日を効力発生日として、株式併合に伴う定款の変更を行いました。これにより、発行可能株式総数は、275,000,000株減少し、275,000,000株となっております。
2. 平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会の決議に基づき、平成27年7月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施しました。これにより、発行済株式の総数は131,996,299株減少し、131,996,299株となっております。

### ② 株主数

18,221名（前期末比 2,319名減）

### ③ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,818 千株	4.42 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,583	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,434	3.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	4,189	3.18
東 亞 合 成 取 引 先 持 株 会	3,928	2.98
東 亞 合 成 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	3,006	2.28
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,824	2.15
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン エ ス エ ー エ ヌ ブ イ 10	2,262	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,992	1.51
農 林 中 央 金 庫	1,972	1.50

(注) 持株比率は、自己株式（345,500株）を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	橋本 太	
代表取締役社長	高村 美己志	経営戦略本部長
取締役	野村 聡一	研究開発本部長兼 R & D 総合センター長
取締役	石川 延宏	技術生産本部長
※取締役	小峰 朗	業務本部長
※取締役	伊藤 克幸	管理本部長
取締役	杉浦 伸一	アロン化成株式会社 代表取締役社長
取締役	中川 和明	
※取締役	三浦 良二	
※監査役（常勤）	加藤 秀雄	
監査役	原 一夫	税理士（原一夫税理士事務所） 科研製菓株式会社 社外監査役
※監査役	原田 力	室町殖産株式会社 社外監査役
※監査役	北村 康央	弁護士（北村・平賀法律事務所） 株式会社雑貨屋ブルドッグ 社外取締役

- (注) 1. ※印は平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会において新たに選任された取締役および監査役であります。
2. 平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、取締役山寺炳彦、同山田勝敏、同小関 健、同滝澤英一の4名は、任期満了により退任しました。
3. 平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤邦雄、同佐藤 勝の2名は、任期満了により、監査役三浦良二は、辞任により退任しました。
4. 取締役三浦良二は、社外取締役であります。
5. 監査役原 一夫、同原田 力、同北村康央は、社外監査役であります。
6. 監査役原 一夫は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役原田 力は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役三浦良二、監査役原 一夫、同原田 力、同北村康央の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

9. 当社は平成13年4月1日より執行役員制度を導入しております。執行役員は平成27年12月31日現在下記のとおりであります。

執行役員	栗山晃	(先端化学品事業部長)
執行役員	永野英美	(名古屋支店長)
執行役員	神林富夫	
執行役員	原寿	(基礎化学品事業部長)
執行役員	兼定盛幸	(本店営業部長)
執行役員	佐藤明生	(名古屋工場長)
執行役員	高橋伸	(機能化学品事業部長)
執行役員	本間日佐夫	(徳島工場長)
執行役員	犬飼宏	(東亜ビジネスアソシエ株式会社代表取締役社長兼経営戦略本部情報システム部長)
執行役員	川浦義章	(東亜物流株式会社代表取締役社長兼東亜興業株式会社代表取締役社長)
執行役員	藤原亮輔	(横浜工場長兼川崎工場長)
執行役員	鈴木芳文	(株式会社TGコーポレーション代表取締役社長)
執行役員	森義和	(MTアクアポリマー株式会社代表取締役社長)
執行役員	澤田和章	(高岡工場長)
執行役員	青田重行	(アクリル事業部長)

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	定時株主総会決議による役員報酬年額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	215百万円 (9百万円)	年額3億円以内(平成19年3月29日決議)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (5名)	36百万円 (23百万円)	年額6千万円以内(平成19年3月29日決議)
合計 (うち社外役員)	20名 (7名)	251百万円 (32百万円)	

- (注) 1. 上記には、平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役3名を含んでおります。  
 2. 当社は使用人兼務取締役に對し使用人分給(賞与を含む)は支給していません。  
 3. 上記のほか、平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会の決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に對し、役員退職慰労金16百万円を支給してあります。

## ④ 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職に関する事項

監査役原 一夫は科研製菓株式会社の社外監査役であります。当社は、科研製菓株式会社とは特別の関係はありません。

監査役原田 力は室町殖産株式会社の社外監査役であります。当社は、室町殖産株式会社とは特別の関係はありません。

監査役北村康央は株式会社雑貨屋ブルドッグの社外取締役であります。当社は、株式会社雑貨屋ブルドッグとは特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 三 浦 良 二	平成27年3月27日就任以降に開催された取締役会11回すべてに出席しました。金融機関における豊富な経験や知見から意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 原 一 夫	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席しました。主に税理士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 原 田 力	平成27年3月27日就任以降に開催された取締役会11回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席しました。金融機関における豊富な経験や知見から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 北 村 康 央	平成27年3月27日就任以降に開催された取締役会11回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

① 名称 新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

①当社の当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額 49百万円

②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 63百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、張家港東亞迪愛生化学有限公司、トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド、東亞合成(珠海)有限公司、東昌化学股份有限公司、台湾東亞合成股份有限公司およびトウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務を委託しております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合のほか、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および監督官庁からの監査業務停止命令を受けるなど監査業務に支障を来し解任の必要があると判断した場合、または、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を勘案し解任の必要があると判断した場合、または、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を勘案し不信任が妥当であると判断した場合は、その旨を株主総会の目的とすることといたします。

## ⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日および平成28年1月22日付で発表した行政処分の内容の概要

### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

### ② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

課徴金納付命令 21億1千1百万円



## 5 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり決議しております。

### ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### ①行動憲章

当社は、企業理念「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」の下に、当社および子会社から成る東亜合成グループ全ての役員・使用人を対象として、「東亜合成グループ行動憲章」および「東亜合成グループ行動基準マニュアル」を定め、その周知・徹底を図る。

#### ②取締役会

当社は、「取締役会規則」に従い、取締役会を適切に運営する。取締役会は、原則として月例開催され、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を定期的に行う。

#### ③監査役会

(イ)監査役会設置会社である当社は、取締役・使用人の職務執行については監査役会の定める監査方針に従い、各監査役の監査対象とする。

(ロ)監査役は、取締役会への出席や定期的に開催する監査役会での意見交換により、取締役の業務執行を監査する。

#### ④コンプライアンス委員会

(イ)当社は、「コンプライアンス委員会規程」を制定し、代表取締役社長が指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、東亜合成グループ全体のコンプライアンスの実践状況を監督・調査し、必要に応じ勧告を行う。

(ロ)当社は、東亜合成グループにおける内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」を設け、当該ホットラインについては子会社の役員・使用人も利用可能とする。当該ホットラインの機能は、当社内窓口と顧問弁護士事務所の2系統とする。また、当社は、当該制度に基づく通報を行った者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(ハ)当社は、当社および子会社の役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を随時実施する。

## ⑤ C S R 推進会議

当社は、「C S R 推進会議規程」を制定し、C S R 推進会議を設置する。C S R 推進会議は、東亜合成グループのC S R（企業の社会に対する責任）を果たすための取り組み状況を、監査により確認する。C S R 推進会議議長は、必要と認める都度会議を開催し、当該監査結果の報告を受け、今後の施策について審議する。

## ⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決することを、東亜合成グループ行動憲章および東亜合成グループ行動基準マニュアルに定め、当社および子会社の役員・使用人への周知・徹底を図る。

平素から警察等の外部専門機関と情報交換を行うなど協力関係を確立し、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

## ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」その他の関連内規に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務の執行にかかる文書および電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役・監査役がこれを読覧する体制とする。

## ③ 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

### ① リスク管理

当社は、「東亜合成グループリスク管理規程」を制定し、代表取締役社長が指名する者を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社および子会社の事業上の重要なリスクを把握し横断的なリスク検討・分析を行い、リスクごとに責任担当者および担当部署を定め、予防・回避を目的としたリスクマネジメントを行う。

### ② 危機事態への対応

当社は、「東亜合成グループリスク管理規程」および「東亜合成グループ危機事態対応規程」に基づき、当社または子会社に不測の事態が発生した場合には、規程に定める連絡体制に従い情報を収集のうえ、発生した危機事態の程度に応じて当社代表取締役社長の指揮のもとグループ対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限化を図る。

## ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### ① 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入して経営と執行を分離し、的確な意思決定、効率的な業務執行の実現および業務執行責任の明確化を図る。

### ② 経営会議

当社は、「経営会議規則」に従い、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議、重要な業務推進上の報告事項の審議およびその他重要事項の審議を目的とした経営会議を、原則として毎週開催する。

### ③ 取締役会の決定に基づく業務執行

当社は、「組織・職務分掌規程」に従い、各コーポレート部門・各執行部門の責任者およびその責任、業務執行手続の詳細について定める。

## ⑤ 子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、「関係会社管理規程」に従い、業務執行状況・財務状況など経営管理に必要な情報を、当社管轄責任部門に対し定期的に報告するとともに、子会社が重要な経営判断を行うにあたっては、「関係会社管理規程」に従い当社に報告のうえ承認を得る。

各子会社は、関係会社社長会およびオール東亞予算会議等において各子会社の経営状況・財務状況などにつき、当社に報告を行う。

## ⑥ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### ① 当社の子会社管理制度

当社は「関係会社管理規程」に従い、各子会社が営む事業に応じて各社毎に定めた管轄責任部署および支援部門を設置し、子会社の業務遂行に対する管理および支援を行う。当社経営戦略本部は、東亞合成グループ全体の経営戦略を策定し、全体的総括的な子会社管理業務を行う。

### ② その他の支援体制

当社は、主要な子会社に対して、当社で利用する基幹業務システムの提供、間接業務を請け負う子会社の運営など子会社業務の効率化に資する支援を実施する。

## ⑦ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、当社使用人を監査役補助の使用人として配置する。当該スタッフの独立性を確保するため、当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら指揮命令権を監査役に委譲している。

## ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

### ① 経営会議付議事項の報告

法令、定款その他内規に定められた報告の他、経営会議事務局は、監査役に対して経営会議に付議された事項および報告された事項について原則として月例報告を行う。

### ② 取締役・使用人の報告体制

取締役・使用人の報告体制について定める内規に従い、取締役・使用人は、当社の業務あるいは業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。

## ⑨ 子会社の取締役・使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

### ① 内部監査担当部門からの報告

東亜合成グループ全般の内部監査を担当する内部統制室は、内部監査結果を取締役会および監査役会に報告する。

### ② 企業倫理ヘルプライン

当社は、「コンプライアンス委員会規程」に従い、「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」の運用状況、内部調査結果を定期的に監査役会に報告する。

## ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる費用の方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。通常の監査費用以外に緊急の監査費用が発生するときは、当該請求にかかる費用が監査役職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、予め定めた所定の手続に従いこれに応じる。

## ⑪ 当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも必要に応じて、当社使用人に対して監査役への報告を求めることができる。また、監査役は、当社内部監査担当から定期的に内部監査結果の報告を受け、または外部監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、内部監査担当・外部監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

## ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般について

- ・内部統制室は、当社グループ全般の内部監査を実施し、取締役会および監査役会に対する定期報告をそれぞれ1回実施したほか、個別内部監査報告書を監査役に提出した。

### ② コンプライアンスについて

- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、当社事業所およびグループ各社のコンプライアンス施策の実施状況を監督・調査し、改善勧告を行った。
- ・当社グループの役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を定期的かつ継続的に実施している。

### ③ リスク管理について

- ・当事業年度においてリスク管理委員会を2回開催し、グループ全体のリスクを把握・管理するため、リスクの洗い出しや評価、対策の策定、対策状況のチェックなどを行った。

### ④ 子会社経営管理について

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、オール東亞予算会議をはじめ、定期的に各子会社の経営状況・財務状況について、子会社から必要な報告を受けている。

### ⑤ 取締役の職務の執行について

- ・当事業年度において取締役会を14回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行った。
- ・経営会議を原則として毎週開催し、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議や重要な業務推進上の報告等を行った。

### ⑥ 監査役の職務の執行について

- ・当事業年度において監査役会を13回開催し、取締役の業務執行を監査した。
- ・各監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席するほか、経営会議付議事項や経営上重要な事項について、取締役・使用人からの報告や実地調査等により監査を行っている。
- ・各監査役は、内部統制室・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っている。

## 6 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成22年3月30日開催の当社第97回定時株主総会および平成25年3月28日開催の当社第100回定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行った上で、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」といいます）。なお、当社は特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、安田昌彦の3氏を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、平成25年2月7日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年2月4日開催の取締役会において、本プランに所要の変更を行ったうえで、平成28年3月30日開催予定の当社第103回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、買収防衛策を継続することを決定いたしました。その詳細につきましては、平成28年2月4日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご参照ください。

（当社ホームページ…<http://www.toagosei.co.jp/>）

## ①本プランの導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として導入されたものです。

## ②本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

### (イ)対象となる大規模買付行為

次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (i) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (iii) 上記(i)または(ii)に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

### (ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

### (ハ)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとし、なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとします。

## (二)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

## ③本プランの特徴

### (イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定したうえで、導入されたものです。

### (ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

### (ハ)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、第100回定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

### (ニ)適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

### (ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。



#### ④ 株主の皆様への影響

(イ)本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン導入時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

#### ③ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社は、前記②①記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えております。特に本プランは、(a)第100回定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、(b)対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者の立場にある専門家の意見を取得できること、(c)独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、特別委員会はさらに独立した第三者の立場にある外部専門家の意見を取得できること、(d)対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際によるべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
この事業報告の記載金額は、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除き百万円未満を切り捨てております。



## 連結損益計算書（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）

（単位 百万円）

| 科 目                   | 金     | 額              |
|-----------------------|-------|----------------|
| <b>売上高</b>            |       | <b>139,848</b> |
| 売上原価                  |       | 104,420        |
| <b>売上総利益</b>          |       | <b>35,428</b>  |
| 販売費及び一般管理費            |       | 23,080         |
| <b>営業利益</b>           |       | <b>12,347</b>  |
| <b>営業外収益</b>          |       |                |
| 受取利息及び配当金             | 707   |                |
| 持分法による投資利益            | 328   |                |
| 為替差益                  | 11    |                |
| 雑収入                   | 337   | 1,385          |
| <b>営業外費用</b>          |       |                |
| 支払利息                  | 111   |                |
| 雑支出                   | 419   | 531            |
| <b>経常利益</b>           |       | <b>13,201</b>  |
| <b>特別利益</b>           |       |                |
| 固定資産売却益               | 671   |                |
| 補助金収入                 | 116   |                |
| 投資有価証券売却益             | 40    | 828            |
| <b>特別損失</b>           |       |                |
| 固定資産処分損               | 340   |                |
| 減損損失                  | 1,826 | 2,166          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>    |       | <b>11,863</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税          | 3,863 |                |
| 法人税等調整額               | 908   | 4,772          |
| <b>少数株主損益調整前当期純利益</b> |       | <b>7,091</b>   |
| 少数株主利益                |       | 394            |
| <b>当期純利益</b>          |       | <b>6,696</b>   |

## 連結株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        |         |         |         |
|-------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当期首残高                   | 20,886  | 16,798 | 106,306 | △230    | 143,760 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |         |        | 647     |         | 647     |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高   | 20,886  | 16,798 | 106,953 | △230    | 144,408 |
| 当期変動額                   |         |        |         |         |         |
| 剰余金の配当                  |         |        | △3,160  |         | △3,160  |
| 当期純利益                   |         |        | 6,696   |         | 6,696   |
| 自己株式の取得                 |         |        |         | △40     | △40     |
| 自己株式の処分                 |         | 0      |         | 1       | 2       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |        |         |         |         |
| 当期変動額合計                 | —       | 0      | 3,536   | △39     | 3,497   |
| 当期末残高                   | 20,886  | 16,799 | 110,489 | △269    | 147,905 |

|                         | その他の包括利益累計額      |              |                  |                          | 少数株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|--------------------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その 他 の<br>包括利益累計額<br>合 計 |            |           |
| 当期首残高                   | 6,249            | 2,306        | 395              | 8,951                    | 4,637      | 157,349   |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                  |              |                  |                          |            | 647       |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高   | 6,249            | 2,306        | 395              | 8,951                    | 4,637      | 157,996   |
| 当期変動額                   |                  |              |                  |                          |            |           |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                  |                          |            | △3,160    |
| 当期純利益                   |                  |              |                  |                          |            | 6,696     |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                  |                          |            | △40       |
| 自己株式の処分                 |                  |              |                  |                          |            | 2         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,648            | △106         | △225             | 1,316                    | 209        | 1,525     |
| 当期変動額合計                 | 1,648            | △106         | △225             | 1,316                    | 209        | 5,023     |
| 当期末残高                   | 7,898            | 2,199        | 169              | 10,267                   | 4,846      | 163,020   |

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位 百万円)

| 資産の部            |                | 負債の部            |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>91,211</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>44,815</b>  |
| 現金及び預金          | 11,121         | 買掛金             | 7,798          |
| 受取手形            | 4,046          | 短期借入金           | 2,711          |
| 売掛金             | 21,583         | リース債務           | 18             |
| 有価証券            | 41,000         | 未払金             | 5,343          |
| 商品及び製品          | 5,949          | 未払費用            | 1,024          |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,007          | 未払法人税等          | 1,642          |
| 関係会社短期貸付金       | 2,075          | 前受金             | 17             |
| 前払費用            | 130            | 預り金             | 26,260         |
| 繰延税金資産          | 550            | <b>固定負債</b>     | <b>16,486</b>  |
| その他の流動資産        | 1,765          | 長期借入金           | 9,963          |
| 貸倒引当金           | △18            | リース債務           | 31             |
| <b>固定資産</b>     | <b>96,322</b>  | 繰延税金負債          | 3,841          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>42,422</b>  | 長期未払費用          | 1,572          |
| 建物              | 11,184         | その他の固定負債        | 1,077          |
| 構築物             | 3,300          |                 |                |
| 機械装置            | 10,902         | <b>負債合計</b>     | <b>61,301</b>  |
| 車両運搬具           | 27             |                 |                |
| 工具器具備品          | 1,176          | <b>純資産の部</b>    |                |
| 土地              | 14,816         | <b>株主資本</b>     | <b>118,556</b> |
| リース資産           | 47             | 資本金             | 20,886         |
| 建設仮勘定           | 965            | 資本剰余金           | 20,065         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>513</b>     | 資本準備金           | 18,031         |
| 設備利用権           | 126            | その他資本剰余金        | 2,034          |
| ソフトウェア          | 211            | <b>利益剰余金</b>    | <b>77,874</b>  |
| のれん             | 175            | 利益準備金           | 3,990          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>53,387</b>  | その他利益剰余金        | 73,884         |
| 投資有価証券          | 24,420         | 圧縮記帳積立金         | 878            |
| 関係会社株式          | 18,233         | 別途積立金           | 16,415         |
| 関係会社出資金         | 360            | 繰越利益剰余金         | 56,590         |
| 関係会社長期貸付金       | 9,043          | <b>自己株式</b>     | <b>△269</b>    |
| 長期前払費用          | 630            |                 |                |
| 前払年金費用          | 1,191          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>7,675</b>   |
| その他の投資その他の資産    | 192            | その他有価証券評価差額金    | 7,675          |
| 貸倒引当金           | △684           |                 |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>187,534</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>126,232</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>187,534</b> |

## 損益計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金     | 額             |
|-----------------|-------|---------------|
| <b>売上高</b>      |       | <b>89,576</b> |
| 売上原価            |       | 66,539        |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>23,036</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 14,158        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>8,878</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |       |               |
| 受取利息及び配当金       | 3,190 |               |
| 雑収入             | 482   | 3,672         |
| <b>営業外費用</b>    |       |               |
| 支払利息            | 155   |               |
| 雑支出             | 355   | 510           |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>12,041</b> |
| <b>特別利益</b>     |       |               |
| 固定資産売却益         | 676   |               |
| 補助金収入           | 97    |               |
| 投資有価証券売却益       | 36    | 810           |
| <b>特別損失</b>     |       |               |
| 固定資産処分損         | 282   |               |
| 減損損失            | 148   | 431           |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>12,419</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,442 |               |
| 法人税等調整額         | 668   | 3,110         |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>9,309</b>  |

## 株主資本等変動計算書 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位 百万円)

|                          | 株 主 資 本 |        |              |             |             |          |             |        |             |
|--------------------------|---------|--------|--------------|-------------|-------------|----------|-------------|--------|-------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金  |              |             | 利益剰余金       |          |             |        |             |
|                          |         | 資本準備金  | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金       | その他利益剰余金 |             |        | 利益剰余金<br>合計 |
|                          |         |        |              |             | 圧縮記帳<br>積立金 | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |        |             |
| 当期首残高                    | 20,886  | 18,031 | 2,033        | 20,065      | 3,990       | 564      | 16,415      | 50,306 | 71,276      |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |         |        |              |             |             |          |             | 447    | 447         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 20,886  | 18,031 | 2,033        | 20,065      | 3,990       | 564      | 16,415      | 50,754 | 71,724      |
| 当期変動額                    |         |        |              |             |             |          |             |        |             |
| 圧縮記帳積立金の積立               |         |        |              |             |             | 348      |             | △348   | —           |
| 圧縮記帳積立金の取崩               |         |        |              |             |             | △34      |             | 34     | —           |
| 剰余金の配当                   |         |        |              |             |             |          |             | △3,160 | △3,160      |
| 当期純利益                    |         |        |              |             |             |          |             | 9,309  | 9,309       |
| 自己株式の取得                  |         |        |              |             |             |          |             |        |             |
| 自己株式の処分                  |         |        | 0            | 0           |             |          |             |        |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |        |              |             |             |          |             |        |             |
| 当期変動額合計                  | —       | —      | 0            | 0           | —           | 313      | —           | 5,836  | 6,149       |
| 当期末残高                    | 20,886  | 18,031 | 2,034        | 20,065      | 3,990       | 878      | 16,415      | 56,590 | 77,874      |

|                          | 株主資本 |         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|--------------------------|------|---------|------------------|----------------|---------|
|                          | 自己株式 | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                    | △230 | 111,997 | 6,062            | 6,062          | 118,059 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |      | 447     |                  |                | 447     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | △230 | 112,445 | 6,062            | 6,062          | 118,507 |
| 当期変動額                    |      |         |                  |                |         |
| 圧縮記帳積立金の積立               |      | —       |                  |                | —       |
| 圧縮記帳積立金の取崩               |      | —       |                  |                | —       |
| 剰余金の配当                   |      | △3,160  |                  |                | △3,160  |
| 当期純利益                    |      | 9,309   |                  |                | 9,309   |
| 自己株式の取得                  | △40  | △40     |                  |                | △40     |
| 自己株式の処分                  | 1    | 2       |                  |                | 2       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |      |         | 1,613            | 1,613          | 1,613   |
| 当期変動額合計                  | △39  | 6,111   | 1,613            | 1,613          | 7,724   |
| 当期末残高                    | △269 | 118,556 | 7,675            | 7,675          | 126,232 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

東亜合成株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 出 口 賢 二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜合成株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜合成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月2日

東亞合成株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 出 | 口 | 賢 | 二 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡 | 辺 | 力 | 夫 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 櫛 | 田 | 達 | 也 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亞合成株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担及び監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月4日

東亜合成株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 加 藤 秀 雄 ㊟

社外監査役 原 一 夫 ㊟

社外監査役 原 田 力 ㊟

社外監査役 北 村 康 央 ㊟

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。



### 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設していませんので、ご了承下さい。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>



スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

### 議決権行使のお取扱いについて

- 1 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。
- 2 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成28年3月29日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 3 インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4 インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到達したものを有効な議決権行使とさせていただきますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 5 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- 1 パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様に、大切にお取扱い下さい。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

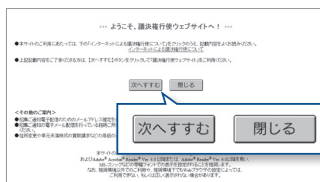
## アクセス手順について

議決権行使ウェブサイト

検索

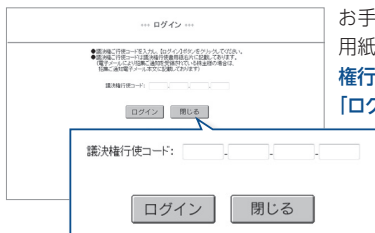
http://www.web54.net

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



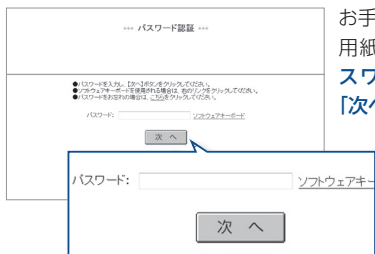
【次へすすむ】  
をクリック

### 2 ログインする



お手元の議決権行使書  
用紙に記載された「**議決  
権行使コード**」を入力し、  
【**ログイン**】をクリック

### 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書  
用紙に記載された「**パ  
スワード**」を入力し、  
【**次へ**】をクリック

以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信下さい。

## システムにかかる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

- 1 画面のドット数が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- 2 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ① ウェブブラウザとして、Microsoft® Internet Explorer（Ver.5.01 SP2以降）
  - ② PDFファイルブラウザとして、Adobe® Acrobat® Reader®（Ver.4.0以降）または、Adobe® Reader®（Ver.6.0以降）
    - ※ Microsoft® およびInternet Explorer は米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国における登録商標、商標および製品名です。
    - ※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- 3 ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）のうえ、ご利用下さい。
- 4 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフトなどの設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

## パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間 9:00～21:00

その他のご照会は、下記にお問い合わせ下さい。

- 1 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
- 2 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎0120-782-031

受付時間 土日休日を除く 9:00～17:00

## ※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。





# 株主総会会場案内図



## 会場

〒105-8419 東京都港区西新橋一丁目14番1号 (東亜合成ビル)  
当社本店大会議室 (2階)

## 電話

(03) 3597-7215

## 交通

都営地下鉄・三田線内幸町駅 (A3出口) 下車、徒歩1分  
東京メトロ・銀座線新橋駅 (8番出口) 下車、徒歩7分  
都営地下鉄・浅草線新橋駅下車、徒歩7分  
J R 線・新橋駅 (日比谷口) 下車、徒歩7分

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。